○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（歴史資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
映画フィルム「史劇楠公訣別」　一巻	独立行政法人国立美術館（東京国立近代美術館フィルムセンター保管）	東京都千代田区北の丸公園三―一
群馬県行政文書　一万七千八百五十八点	群馬県（群馬県立文書館保管）	群馬県前橋市大手町一―一―一
八瀬童子関係資料 一、文書・記録類　六百五十点 一、装束類　九十一点	社団法人八瀬童子会	京都府京都市左京区八瀬秋元町五七三
日明貿易船旗　万暦十二年十月吉日（麻布）　一旒 高洲家文書　百十七通	高洲謙三	山口県萩市土原二四三

○文部科学省告示第百四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる国宝に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（彫刻の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
乾漆不空羂索観音立像（法華堂安置）　一軀	昭和二十七年文化財保護委員会告示第二十一号	黒漆八角二重壇　一基	乾漆不空羂索観音立像（法華堂安置）　一軀 附　黒漆八角二重壇　一基	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一
塑造執金剛神立像（法華堂安置）　一軀	昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号	漆塗厨子　一基	塑造執金剛神立像（法華堂安置）　一軀 附　漆塗厨子　一基	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一

○文部科学省告示第百五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（絵画の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
板絵著色弥勒来迎図 板絵著色弥勒浄土図　二面 （金堂来迎壁）	昭和三十年文化財保護委員会告示第一号	板絵著色弥勒浄土図断片　一面	板絵著色弥勒来迎図　一面 板絵著色弥勒浄土図　一面 附　板絵著色弥勒浄土図断片　一面 （金堂来迎壁）	宗教法人称名寺	神奈川県横浜市金沢区金沢町二一二